

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3－1の案件について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一推進委員は本日欠席ですので、代わって大野忠司委員より現地調査報告をお願いいたします。
1 番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、11月22日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字原市場字峰地内にある畑1筆、面積271㎡でございます。農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ナス、キュウリなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については自宅に隣接しておりますので特段の問題はないと考えます。 以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、狭山市内にあります賃貸住宅に家族3人で居住をしています。 現在、申請地の隣接地で空き家となっている中古住宅があり、その住宅

	を購入し居住する予定です。 譲受人の作付け計画については、ジャガイモ、ナス、キュウリなどの露地野菜の作付け計画が提出されております。 譲受人の農作業の経験については、5年程度の経験があります。 また、通作に関してですが、自宅の隣接地が農地ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和5年11月6日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機1台、草刈機1台を導入する予定です。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。 地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推 1 番	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について、11 月 25 日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字上直竹下分字上間野地内にある畑 3 筆、面積 2,098㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 譲受人の農作業の経験については、7 年以上の経験があります。 また、通作に関してですが、自宅の隣接地が農地ですので、問題はありません。 現地調査においては、この所有権移転は適当であると考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－2 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、東京都新宿区内の住宅に家族 3 人で居住をしています。 現在、申請地の隣接地で空き家となっている中古住宅があり、今後、その住宅を購入し居住する予定です。 譲受人の作付け計画については、ジャガイモ、ニンジン、ナスなどの露地野菜のほか、ビワやミカンといった果樹の作付けを行うといった計画が提出されております。 譲受人の農作業の経験については、7 年以上の経験があります。 また、通作に関してですが、自宅の隣接地が農地ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和 5 年 11 月 6 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する 5 つについてご説明します。 1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。 2 つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機 1 台、草刈機 1 台を導入する予定です。 3 つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。

	5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました萩野谷利男委員、何かございますか。
2 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、何かご意見、ご質問等ございますか
8 番	申請人の農業経験について教えてください。
事務局	県外にある親類の農地にて農業経験があると聞き取りをしております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－3について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。 地区担当委員の須田重雄推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推6 番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－3について、11月24日に大河原佐智子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字小岩井字宮下地内にある畑11筆、面積3,462㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。

	譲受人は農業経営の開始のために申請されとのこととです。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この所有権移転は適当であると考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、須田重雄推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、東京都豊島区内の戸建住宅に家族3人で居住をしています。 譲受人の作付け計画については、もちきび、そば、小麦の作付け計画が提出されております。 譲受人の農作業の経験については、5年以上の経験があります。 また、通作に関してですが、申請農地から約3kmの場所で大字小岩井地内に拠点となる住宅がありますので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和5年11月6日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機1台、草刈機1台を所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました大河原佐智子委員、何かございますか。
3番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議

	案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、何かご意見、ご質問等ございますか
8 番	申請地に隣接する宅地は譲受人の農作業の拠点地という説明ですが、これは居住する場所ということでしょうか。
事務局	常時、居住している訳ではありませんが、週に 3 日から 4 日は、都内からこちらに来て農作業に従事すると聞き取りをしております。
8 番	申請人は今回農地を譲り受け蕎麦を作付けするとの計画ですが、申請人の経営する会社は蕎麦屋ですか。
事務局	都内で和菓子店を経営しており、和菓子の原料として使用するものです。
5 番	約 3, 0 0 0 m ² の農地を取得する予定ですが、作付けするものの規模に対して所有している農業機械が不足しているように感じますが、これについてどのように整理しているのか教えてください。
事務局	農業機械については、今後、必要な農業機械等整理するように申請人お伝えさせていただきます。
8 番	今回の農地の売買価格について教えてください。
事務局	1 0 アールあたり約 2 8 万円弱です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4 について地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。

	地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。 なお、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4については、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5と譲受人が同一でございますので、あわせて審議いたします。 よろしいでしょうか。 【異議なしの声あり】
議長	異議なしの声をいただきました。 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4、3-5については、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、11月22日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下加治字郷路地内にある畑1筆、面積535㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この所有権移転は適当であると考えております。 次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-5について、11月22日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字平松字東原地内にある畑1筆、面積590㎡でございます。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この所有権移転は適当であると考えております。 説明は以上です。 事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建住宅に妻と2人で居住をしています。

譲受人の作付け計画については、クリ、カキなどの果樹の作付け計画が提出されております。

譲受人の農作業の経験については、24年以上の経験があります。

また、通作に関してですが、自宅から約1.5kmの場所ですので問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和5年11月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台及び耕耘機1台はリース、草刈機1台は所有をしております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、市内の戸建住宅に妻と2人で居住をしています。

譲受人の作付け計画については、ハクサイ、ハウレンソウ、キュウリなどの露地野菜の作付け計画が提出されております。

譲受人の農作業の経験については、24年以上の経験があります。

また、通作に関してですが、自宅から約1.5kmの場所ですので問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和5年11月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台及び耕耘機1台はリース、草刈機1台は所有をしております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

	補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました綿貫由美子委員、何かございますか。
7 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4、3－5 について、何かご意見、ご質問等ございますか
5 番	既存の所有農地との一括管理となるように見受けられますが、どのような計画でしょうか。
事務局	はい、既存の所有農地との一括管理となります。
2 番	労力総数が 6 名となっておりますが、世帯員以外に農業従事される方がいるのでしょうか。
事務局	はい、そのとおりです。
2 番	申請人の年齢について教えてください。
事務局	83 歳です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4、3－5 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推1番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、11月21日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字苅生字光福地内にある畑1筆、面積453㎡でございます。農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については浅野晃市推進委員の説明のとおりです。 本申請につきましては、令和5年9月総会にて審議し、10月に県の許可が下りた案件ですが、今回、申請者から、名義を妻との2名共有にしたいという申し出があったことから、許可を取り下げ、今回新たに共有名義として申請するものです。 申請人は、現在、狭山市の賃貸住宅に夫婦2人で生活しております。 飯能住まい制度としては、69件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。 申請人は夫婦ともに自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、また、狭山市内にある職場にも問題なく通勤できる場所ということで、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、本申請地について制度を活用して申請するものです。 申請年月日は、令和5年11月6日、同日農業委員会受付となっております。 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2につ

いて補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、市内で製造業を営む法人です。

申請人は、第一工場の老朽化に伴い、建て替えを検討しておりましたが、工場敷地が土砂災害警戒区域に該当しており、万が一、土砂災害が発生した場合の従業員の安全面及び経営の保全面を考慮した結果、既存敷地での建て替えはリスクが高いことから第一工場の移転を計画したものです。

移転の候補地として、「現在の工場から近場であること」、「県道等に面した土地であること」、「適度な広さでインフラ整備が整っているところ」で、かつ、土砂災害警戒区域でないところを候補地として探したところ、当該申請地が条件に適していることから、今回の申請地を工場敷地といたく申請するものです。

申請年月日は令和5年4月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた萩野谷利男委員、何かございますか。

2 番

特にありません。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。 販路としては、スーパーへの出荷などです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。 次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。 また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。 説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、議案第４号辞任の同意願いについて、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第４号「辞任の同意願いについて」ご説明いたします。 本案につきましては、令和５年１０月１８日付けで古谷英紀推進委員より農業委員会あてに「辞任の同意願い」が提出されております。 推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第２３条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」となっております。 以上のことから、古谷英紀推進委員の辞任について審議いただくため、提案させていただくものです。 説明は以上です。
議長	ただいまから、質疑に入ります。 この件について、質問、意見等はございますか。
	【異議なしの声あり】
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号について、承認いただける方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でありますので、承認いたします。 続きまして、報告第１号農地法第５条の規定による農地転用許可の取消について、報告第２号農地法第４条の規定による農地転用届出について、報告第３号農地法第５条の規定による農地転用届出について、報告第４号農地法第１８条の規定による合意解約について、報告第５号農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】

議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和5年11月飯能市農業委員会総会を閉会します。